

令和7年第6回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和7年11月20日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第60号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第61号 本巢老人福祉センター及び糸貫老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第6 議案第62号 糸貫公民館の移転に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第7 議案第63号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第64号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第65号 本巢市根尾林業センター条例を廃止する条例について
日程第10 議案第66号 本巢市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第67号 本巢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
日程第12 議案第68号 市道路線の認定について
日程第13 議案第69号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
日程第14 議案第70号 令和7年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第15 議案第71号 令和7年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	坂下 裕久	2番	堀田 靖則
3番	翠 昭博	4番	高橋 知子
5番	瀬川 照司	6番	飯尾 龍也
7番	片岡 孝一	8番	高橋 時男
9番	澤村 均	10番	高橋 勇樹
11番	今枝 和子	12番	高田 浩視
13番	河村 志信	14番	鏝本 規之
15番	白井 悦子		

欠席議員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤 勲
企画部長	林 玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	林 晃弘	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会 事務局長	高木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保 守康	議会書記	大西 貞充
議会書記	廣瀬 知倫	議会書記	内木 雅浩

開会の宣告

○議長（今枝和子君）

ただいまから令和7年第6回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、議席番号16番 大西徳三郎議員から欠席届が提出され、本日の会議を欠席されますので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今枝和子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 翠昭博議員と4番 高橋知子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（今枝和子君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの28日間とし、11月21日から12月7日、12月10日から12月16日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（今枝和子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議会だより編集特別委員会をお願いいたします。

委員長 高橋知子議員。

○議会だより編集特別委員会委員長（高橋知子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第88号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、8月、9月に開かれました第4回定例会と、10月10日に開かれました

第5回臨時会の内容が主なものとなっております。

表紙には、新議員の紹介写真を掲載しました。今までは集合写真であることが多かったのですが、今回は個人写真を掲載し、背景をスカイブルーにして市民の方がぱっと目につくような表紙に工夫いたしました。

2ページからは、正・副議長挨拶、議員集合写真、議員構成名簿、令和7年第4回定例会開かれる、議案及び審議結果、討論、議員活動日誌、議員研修、委員会活動、代表質問、一般質問、特集、議会だよりへの意見を募集します、議会開会のお知らせの順に掲載しました。今回の議会だよりから一般質問の表示の形を変え、討論を載せるなど、内容もより市民の方へ議会の様子が分かるような形、そして特集には議員の仕事が何をやっているのかというところをメインに、こちらも市民の方を意識した内容を掲載いたしました。

今回は、令和7年10月15日に委員会を開催し、前議会だより編集特別委員会より引き継いだ事項を基に編集し、発行したところでございます。

次回の議会だよりについては、第6回定例会の内容を主なものとして、令和8年2月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（今枝和子君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

6番 飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

もとす広域連合議会報告。

令和7年第2回もとす広域連合議会定例会が、会期を10月21日から11月7日までの18日間とし、本巢市役所旧真正分庁舎3階議場において開催されました。

本定例会では、本巢市議会議員任期満了及び北方町議会選出議員の辞職に伴う選出議員に異動がありましたので、関係する各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任が行われました。

また、副議長の選挙では、私飯尾龍也が選出されましたことを御報告します。

定例会に提出された議案は、専決処分の承認案件2件、人事案件2件、協議案件1件、条例の一部改正2件、令和6年度決算認定3件、令和7年度補正予算3件の計13件でした。

専決処分の承認については、一般職の勤務時間、休暇等に関する法律及び育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児のための所定外労働の制限、用語の定義等を改正するため、もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正されました。

また、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、新たな部分休業制度に関する整備等を行うため、もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例及びもとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正されました。

人事案件については、もとす広域連合監査委員の選任について及びもとす広域連合公平委員会委

員の選任についてであり、審議の結果、原案のとおり同意されました。

次に、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

次に、条例の一部改正については、もとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例について、もとす広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであり、総務介護常任委員会に付託され、審査された後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

次に、令和6年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の決算認定3件については、それぞれ所管する常任委員会において審査が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり認定されました。

次に、令和7年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算でございます。この3件についても、それぞれ所管する常任委員会において審査が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、今年度の市の表彰につきまして御報告を申し上げます。

市の表彰は、市政の振興に寄与され、多大な貢献をされた方々を対象に毎年度表彰させていただいており、加えて今年度も1名の方に特別表彰を贈呈させていただきました。

まず、11月4日に本巣市表彰式を挙行し、功労者表彰として、長年市政の振興に御尽力いただきました自治会長や保護司、教育委員、また東海環状自動車道建設促進協議会長の4名の方にそれぞれ表彰をいたしました。また、善行者表彰として多額の御寄附をいただきました4団体の方も表彰を行いました。

さらに、11月7日には、テコンドーの世界選手権で準優勝の成績を収めた小柿在住の坪井功次選手に本巣市民栄誉賞を贈呈いたしました。

坪井選手はテコンドークラブなどで指導者を務める傍ら、選手としても技術向上に努め、10月にクロアチアで開催された世界選手権で、プレ・アレンジト・スパーリングという2人1組で行う組み手で自身の教え子とタッグを組み、見事準優勝を飾りました。演技では日本人ならではの発想で、侍が戦うさまを表現した演武を披露し、表彰の際にも演武をしていただきましたが、凜とした立ち居振る舞いから繰り出される手刀はまるで侍が刀を振り下ろすかのような迫力に満ちた演技でありました。

坪井選手は、今後も選手として練習に励み市に貢献したいと力強く語っていただきましたので、今後の

活躍が楽しみでもあります。

次に、令和7年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月18日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、議長及び副議長の選挙が行われ、選挙の結果、議長に岐阜市議会議長の和田直也氏、副議長に北方町議会議長の井野勝巳氏が選任されました。

提出されました案件は、専決処分の報告といたしまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、また、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての6件でございます。

まず、専決処分されました1件目の岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、人事院規則の改正に伴い、職員の時間外勤務の免除の対象を拡大するための改正として、原案のとおり承認をされました。

次に、令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、主に令和6年度の療養給付費、市町村負担金等の精算に伴う償還金の増額、37億9,189万1,000円の増額補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、拡充された部分休業制度の規定を定めるものでございまして、この議案については、原案どおり可決されました。

次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院規則の改正に伴い、職員及びパートタイム会計年度任用職員に対する仕事と育児の両立支援制度等の情報提供及び意向確認等の規定を定めるものでございまして、この議案については、それぞれ原案どおり可決されました。

次に、令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてにつきましては、一般会計が歳入総額3億971万2,522円、歳出総額2億8,080万6,931円、特別会計が歳入総額3,045億6,826万1,144円、歳出総額2,930億9,061万4,788円でございます。令和5年度の決算額と比較しますと歳出ベースで3.8%の増となっております。この決算につきましては、原案の報告どおり認定をされました。

次に、令和7年第2回西濃環境整備組合議会定例会が9月26日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、西濃環境整備組合議会議長選挙について、西濃環境整備組合議会副議長選挙について、西濃環境整備組合議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、令和6年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定についての4件でございます。

まず、西濃環境整備組合議会議長選挙につきましては、選挙の結果、議長には大垣市議会議長の長谷川つよし氏が選任されました。

次に、西濃環境整備組合議会副議長選挙につきましては、選挙の結果、副議長には大垣市議会副議長の近沢正氏が選任されました。

次に、西濃環境整備組合議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、監査委員報酬及び費用弁償の見直しのための改正として、原案のとおり承認されました。

最後に、令和6年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額17億1,610万5,331円、歳出総額16億1,746万2,114円でございます。歳出の主なものは、じんかい処理費13億2,901万748円及びごみ焼却施設整備等に係る地方債の元利償還に伴う公債費1億9,333万5,000円でございます。歳入歳出差引残額は9,864万3,217円となり、このうち8,800万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、基金へ繰入れされております。

また、監査委員から審査の結果について報告を行った後、原案のとおり認定されましたので御報告を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第60号から日程第11 議案第67号まで（上程・説明・質疑・委員会付託・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第4、議案第60号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第67号 本巣市水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第60号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第61号 本巣老人福祉センター及び糸貫老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

老朽化により本巣老人福祉センター及び糸貫老人福祉センターを廃止することに伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第62号 糸貫公民館の移転に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。
糸貫ぬくもりの里へ糸貫公民館を移転することに伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第63号 本巣市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巣老人福祉センターの廃止及び糸貫ぬくもりの里の管理方法の変更に伴い、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第64号 本巣市富有柿の里条例の一部を改正する条例についてでございます。

富有柿の里ふれあいセンターの使用料の見直しを行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第65号 本巣市根尾林業センター条例を廃止する条例についてでございます。

林業を取り巻く状況が変化したことにより施設の必要性が失われたことや、建物の老朽化が進行していることを踏まえ、本巣市根尾林業センターを廃止するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第66号 本巣市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

気象庁が発表する注意報に係る用語の変更に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第67号 本巣市水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてでございます。

災害その他非常の場合において、給水装置工事及び排水設備等の工事が円滑に行われるよう所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第60号は市民部長から、議案第61号から議案第63号は健康福祉部長から、議案第64号から議案第66号までは産業経済部長から、議案第67号は水道環境部長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第60号の補足説明を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第60号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要1ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、引用する条文を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。第10条関係ですが、第10条第4項第2号中において引用しております電気通信事業法の号が繰り下げられたことに伴い、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の

2第4項第3号ロ」に改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日からでございます。

以上、議案第60号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第61号から議案第63号までの補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、議案第61号 本巣老人福祉センター及び糸貫老人福祉センターの廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の3ページをお願いいたします。

まず制定の趣旨でございますが、老朽化により本巣老人福祉センター及び糸貫老人福祉センターを廃止することに伴い、関係条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、制定の内容の主なものでございますが、第1条関係では、現在3施設ございます老人福祉センターのうち、本巣、糸貫の2つの老人福祉センターを廃止することに伴う名称変更に加え、所要の改正を行うものでございます。

第2条関係でございますが、廃止となります本巣老人福祉センター内に設置しております障がい者就労支援センターほたるにつきましても廃止となりますことから、所要の改正を行うものでございます。

施行期日でございますが、令和8年4月1日でございます。

以上、議案第61号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第62号 糸貫公民館の移転に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の10ページをお願いいたします。

まず制定の趣旨でございますが、糸貫ぬくもりの里へ糸貫公民館を移転することに伴い、関係条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、制定内容の主なものでございますが、第1条関係で糸貫ぬくもりの里へ糸貫公民館を移転することに伴いまして、現在の公民館から位置の変更を行うものでございます。

第2条関係でございますが、糸貫ぬくもりの里へ糸貫公民館を移転することに伴いまして、施設の名称を本巣市ぬくもりの里へ改めますとともに、施設の管理方法を指定管理者による管理から市による管理へ管理方法を改めますことに加え、利用条件、利用時間、休館日等について、現行の公民館条例と整合を図るための所要の改正を行うものでございます。

こちらにつきましても、施行期日は令和8年4月1日でございます。

以上、議案第62号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第63号 本巣市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を

改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案の概要の17ページをお願いいたします。

まず改正の趣旨でございますが、現在、本巢老人福祉センター及び糸貫ぬくもりの里につきまして指定管理者による管理が行われており、本巢老人福祉センターの廃止及び糸貫ぬくもりの里へ糸貫公民館を移転することに伴いまして、これまでの指定管理者による施設管理から市が直接施設管理を行うよう管理方法を変更させていただきますことから、介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業を指定管理者が実施することとして規定しております本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容の主なものでございますが、本巢老人福祉センターの廃止に伴いまして、本巢老人福祉センターにおいて介護保険居宅サービスを実施しております本巢市ヘルパーステーションもとすを糸貫ぬくもりの里内に移設することに伴い、施設管理を指定管理者による管理から市として直接管理することとするため、介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業の実施者を指定管理者から両事業の受託者に委託することができるよう改めるものでございます。

こちらにつきましても、施行期日でございますが、令和8年4月1日でございます。

以上、議案第63号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第64号から議案第66号までの補足説明を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、議案第64号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの10ページと議案の概要のつづりの19ページをお願いします。議案の概要のつづりの19ページにて説明させていただきます。

1. 改正趣旨でございますが、社会情勢の変化に伴い、富有柿の里ふれあいセンターの使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

2. 改正内容でございますが、富有柿の里ふれあいセンターの使用料を本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例に基づき算出できるようにするため、本巢市富有柿の里条例別表第2を改めるものでございます。

21ページの新旧対照表の上段のふれあいセンターを御覧ください。

現行の年額103万8,000円を、本巢市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例第2条の規定により算出して得た額に改めるものでございます。

3. 施行期日は令和8年4月1日でございます。

続きまして、議案第65号 本巢市根尾林業センター条例を廃止する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの12ページと議案の概要のつづりの22ページをお願いします。議

案の概要のつづりの22ページにて説明させていただきます。

1. 制定趣旨でございますが、本巢市根尾林業センターは、協業による林業生産の合理化、生産性の向上を図るため、協業活動体制の強化、労務班及び森林組合の実技訓練並びに相互研さんを行うことを目的として昭和57年に設置した施設で、築42年が経過しております。近年では森林整備の在り方が協業活動主体から企業主体へと変化し林業センターとしての役割を十分に果たせなくなっていることから、施設の必要性は失われ、その存在意義は終了したと判断させていただきました。

また、建物の老朽化による雨漏りがひどく、維持管理負担の増大が見込まれることから指定管理者である本巢市森林組合も事務所を移転したことを踏まえ、根尾林業センターを廃止するため、この条例を定めるものでございます。

2. 制定内容でございますが、根尾林業センターの廃止に伴い、本条例の廃止を定めるものでございます。

3. 施行期日は令和8年4月1日でございます。

続きまして、議案第66号 本巢市火入れに関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの14ページと議案の概要のつづりの23ページをお願いします。議案の概要のつづりの23ページにて説明させていただきます。

1. 改正趣旨でございますが、気象庁の注意報に係る用語変更に伴い、気象庁が使用しない用語が条文内に存在することから、現在の表記に合わせて用語を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

2. 改正内容を御覧ください。

(1)第14条関係（火入れの中止）につきましては、第1項中「異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、同条第2項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき」に改めるものでございます。

(2)様式第1号関係の火入許可申請書において、押印廃止に伴い「印」を削るものでございます。

3. 施行期日は公布の日でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（今枝和子君）

議案第67号の補足説明を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、議案第67号 本巢市水道事業給水条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の26ページをお開きください。

1. 改正趣旨ですが、令和6年1月に発生した能登半島地震により、多くの家屋が給排水設備を破損しました。加えて、復旧工事を担当した業者自身も被災したため工事を実施できる者が不足し、

給排水設備等の復旧が大幅に遅れる事態となりました。これを受け、国土交通省の通知に基づき、災害など非常時において給排水設備の工事が円滑に行われるよう所要の改正を行うものでございます。

2. 改正内容ですが、通常は市の指定を受けた者しか給水装置、排水設備の工事を行うことができませんが、災害など非常時において、市長が認める場合に限り、他の市町村で指定された業者にも工事を行わせることができるよう改めるものでございます。

(1) 第1条関係では、本巢市水道事業給水条例第7条に、災害時など非常時には他の市町村長が指定した工事事業者が給水装置工事を行えるようにただし書を加えるものでございます。

(2) 第2条関係では、本巢市下水道条例第7条に、災害など非常時には他の市町村長の指定した指定工事店が排水設備工事を行えるよう改めるものでございます。

(3) 第3条関係では、本巢市農業集落排水処理施設条例第8条に、同様の災害など非常時には他の市町村長が指定した指定工事店が排水設備工事を行えるよう改めるものでございます。

3. 施行期日につきましては、公布の日からとなります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第60号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

先ほど説明をいただいたわけでありますけれども、これは国の方針に従ってというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（今枝和子君）

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

国の法令、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の公布により、今回の印鑑条例を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第61号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 河村議員。

○13番（河村志信君）

保健センターのときも同じような質問をさせていただきましたが、統廃合ということだと思いません。

本巢と糸貫の老人福祉センターが真正に集約されて本巢市老人福祉センターになると、それで、老人福祉というくらいですから高齢者の方が利用されるとそういう中で、高齢者というのはある意味の交通弱者だと、そうなるアクセス、何かの用事で老人福祉センターに行きたい、真正にあるというときに距離的なもの等が発生して、遠くなったから行けないとか利用しづらくなったとか、そういうことへの配慮というかお考えはどのようなものかをお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

健康福祉部長に答弁を求めます。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

失礼いたします。

2老人福祉センターを廃止させていただくんですが、確かに、本巢老人福祉センター、糸貫老人福祉センターに今お越しになっている方もお見えになられます。ただ、その際に結構車でお見えになっている方が多いということを知り及んでおります。ただし、やはりバスでもお見えになる方もいらっしゃると思うんですが、本巢の老人福祉センターにつきましては、本巢公民館を代替施設と考えております。本巢公民館につきましては、バスも止まっております。

糸貫老人福祉センターにつきましては、今のモレラのところから糸貫老人福祉センターはなくなりますので、代替施設としてはぬくもりの里であるとか富有柿の里、そういった辺りを代替施設と

して、会議等を行う場合はそういったところを使っただけならというふうで考えておりますので大丈夫だとは思っております。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は文教福祉委員会に付託することに決定をしました。

議案第62号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 河村議員。

○13番（河村志信君）

糸貫公民館がぬくもりの里に移るとのことですが、現状ぬくもりの里ではホール等があって、結構年間でイベント等があると、そのような場合は駐車場が足りない、西のほうのこの間には何か企業さんの駐車場を借りていましたけど、駐車場の問題とそれから通常の公民館活動というんですか、それとそういうイベント等の競合というのか、イベントがあって公民館を本来使えていた方が使いづらくなっちゃうとか、そういう課題というのはないものかお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

先ほどもお話しさせていただきましたんですが、糸貫の公民館が、ぬくもりの里と富有柿の里を代替施設として考えておりまして、そういった形で駐車場につきましては確かに若干少ないかもしれませんが、糸貫公民館、老人福祉センターを使ってみえた方というのは、今の富有柿の里であるとかぬくもりの里であれば、ぬくもりの里は結構会議室もございまして、そちらのほうで十分対応できるものとして考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

河村議員。

○13番（河村志信君）

いずれにしても公民館が、糸貫地区についてはぬくもりの里といったときに、やっぱり利用者が

不便を感じたり、車を止めるところがないだとかそれと一時的な混乱だとか等が考えられますので、その辺は自治会等との調整も十分していただいて混乱がない形での移行をお願いしたい、以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。議案第63号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。議案第64号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

この中で一言文章が加えられるということが記載されているわけでありまして。その中に、規定により算出していた額ということが記載をされているわけなんですけれども、この額についてはどの程度の額になるのか、分かりましたら答弁をお願いします。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

現在の見込みの中では57万6,000円の予定となっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

57万ということは、今の現行よりも大分下がるということなんですね。下がるということについてはあまり賛成をしかねるといふところがあるわけでありますので、これは今日やるわけじゃない、委員会付託ですので了解いたしました。57万ということでもいいですね、よろしく。結構でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、総務建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は総務建設委員会に付託することに決定しました。議案第65号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

先ほどの説明の中で交付金の返還というような説明もあったわけでありますので、返還が不要になるような措置は考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

現存施設を必要最小限の維持にとどめ、負担金の返還が生じないように努めてまいります。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第66号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第67号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、総務建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第68号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第12、議案第68号 市道路線の認定についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

議案第68号 市道路線の認定についてでございます。

都市計画道路長良糸貫線の整備に伴い、旧道処理の対象となる一般県道屋井黒野線について、市道認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、都市建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第68号の補足説明を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、議案第68号 市道路線の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要30ページから32ページを御参照ください。

今回、一般県道屋井黒野線の道路認定につきましては、岐阜県の旧道処理要綱に基づきまして認定をお願いするものでございます。

市において道路認定をした後に、岐阜土木事務所におきましてバイパスの工事、長良糸貫線の工事を行います。あわせまして、旧道処理工事といたしまして、現在の一般県道屋井黒野線を市に移管するために、舗装の修繕や安全対策、道路敷地の整理などを行う予定となっております。なお、長良糸貫線が完成するまで、当面の間におきましては県において維持管理を実施し、県道の認定と市道の認定が重なることとなりますので県の認定のほうが優先しまして、県において維持管理を実施していただくこととなります。工事完成後に、市道として区域決定、供用開始及び維持管理を行うこととなっております。

なお、屋井黒野線の国道157号線から東側の区間につきましては、北野から三橋の区間につきまして令和5年の12月議会において議決いただき、道路認定は完了しております。

補足説明は以上でございます。

○議長（今枝和子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 河村議員。

○13番（河村志信君）

市道認定については県との調整だと思いますが、関連づけてというところであれですけど、現状まだ長良糸貫線は西部連絡道路までやと、今後、今の状況はモレラ岐阜の関係、それから本巢インターの関係で非常に渋滞がひどくなっている、その辺が市と県と共有ができていてそういう課題も含めて進捗状況が進むのか、それとも、市道認定の関係で、県はその辺も承知した形で取り組んでいただけているのか、その辺はどのようなものですか、お尋ねします。

○議長（今枝和子君）

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

特段、今回、東海環状自動車道が開通した後に苦情が増えるとかそういった状況ではございませんが、東海環状の完成に伴いまして、長良糸貫線の整備につきましては、遅れているような状況を岐阜土木事務所と共通認識を持っております。市のほうといたしましても、岐阜土木事務所に対しまして要望を強力に行っている状況でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第69号から日程第15 議案第71号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（今枝和子君）

日程第13、議案第69号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第15、議案第71号 令和7年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

まず、議案第69号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,746万7,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国県負担金の障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設給付費等負担金等の増額、また、デジタル基盤改革支援補助金の減額でございます。

歳出の主なものといたしましては、ふるさとともとす応援寄附金の返礼品となる地場産品の創出等に対する新たな地場産品創出等推進事業補助金、障がい者就労支援サービス等利用者の増に伴う介護・訓練等給付費及び障がい児放課後等デイサービス利用者の増に伴う障害児通所給付費の増額、自治体情報システム標準化・共通化事業の延伸に伴う各種システムの改修委託料の減額でございます。

また、学校給食配送車更新事業につきまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第70号 令和7年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的支出につきましては、支払利息の増額を予備費で調整するものでございます。

資本的支出につきましては、企業債償還金の減額でございます。

次に、議案第71号 令和7年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的支出につきましては、企業債利息の増額を予備費で調整するものでございます。

資本的支出につきましては、建設企業債元金償還金の減額でございます。

以上、詳細につきまして、議案第69号は副市長から、議案第70号及び議案第71号は水道環境部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第69号の補足説明を副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、議案第69号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの19ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第4号）の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,746万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億1,559万8,000円とするものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

第2表といたしまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

学校給食配送車更新事業につきまして、ベース車両のモデルチェンジによる生産遅延及び架装物の製作に日数を要することから年度内の納車が見込めないためでございます。

次に、5ページを御覧ください。

第3表といたしまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

追加をお願いする事項といたしましては、令和8年度の保育士等派遣事業でございます。保育士や幼稚園教諭につきましては、その人材確保に努めているところでございますが、正規職員や会計年度任用職員としての雇用が非常に困難な状況が続いておりますことから、人材派遣業者との派遣委託契約により、早期に新年度の保育士を確保することを目的といたしまして本年12月以降に派遣

契約を締結するため、限度額7,000万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、6ページを御覧ください。

第4表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

消防債でございますが、岐阜市消防本部のIP通信関係備品事業に対する370万円の増額でございます。

これよりは、歳入歳出補正予算の主なものにつきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの32ページの次でございます補正予算の概要の1ページを御覧ください。

歳入でございますが、1段目の国庫負担金3,340万2,000円と、その3つ下、県負担金1,670万円につきましては、障がい者就労支援サービス及び居住支援サービス利用者の増に伴う障害者自立支援給付費負担金と、障がい児放課後等デイサービス利用者の増に伴う障害児施設給付費等負担金の増額でございます。

2段目の国庫補助金2,278万3,000円の減額につきましては、自治体情報システム標準化・共通化事業のシステム改修費に対するデジタル基盤改革支援補助金の減額でございます。

その下、国庫委託金44万5,000円につきましては、国民年金システム等の改修に対する基礎年金等事務費交付金の増額でございます。

2つ下、寄附金310万4,000円につきましては、魅力あるふるさとづくり事業等に対する5社からの寄附による企業版ふるさと納税寄附金の増額と、明治安田生命保険相互会社からの健康増進対策に対する保健衛生費寄附金の新規計上でございます。

その下、繰入金、財政調整基金繰入金8,500万円につきましては、財源調整によるものでございます。

その下、諸収入3,789万9,000円につきましては、過年度の精算に伴うもとす広域連合介護保険負担金精算金の新規計上でございます。

その下、市債につきましては、先ほど地方債の補正のところの説明させていただきましたので、省略させていただきます。

2ページを御覧ください。

歳出でございますが、総務費、企画費1億1,005万8,000円につきましては、ふるさともとす応援寄附金の返礼品となる地場産品の創出等に対する新たな地場産品創出等推進事業補助金の増額でございます。

その下、電算管理費1,988万7,000円の減額とその下、戸籍住民基本台帳費198万円の減額につきましては、自治体情報システム標準化・共通化事業の延伸に伴うシステム改修委託料の減額でございます。

民生費、社会福祉総務費119万3,000円につきましては、国民年金システム等の改修に伴うシステム改修委託料の新規計上及び本巣老人福祉センターの廃止等に伴う市社会福祉協議会の各事業所移転費用等に対する社会福祉協議会補助金の増額でございます。

その下、障害者福祉費6,680万5,000円につきましては、サービス利用者の増に伴う介護・訓練等給付費及び障害児通所給付費の増額でございます。

3つ下、生活保護総務費91万6,000円の減額につきましては、自治体情報システム標準化・共通化事業の延伸に伴うシステム改修委託料の減額でございます。

農林水産業費、農地費103万3,000円につきましては、谷汲山大橋舗装工事に伴う谷汲山大橋維持管理負担金の増額で、開通直後において当時の本巢町と谷汲村の間で合意した割合に基づき、2割を負担するものでございます。

教育費、会計年度任用職員管理費59万9,000円につきましては、会計年度任用職員の雇用実態に伴う報酬及び旅費の増額でございます。

3ページを御覧ください。

予備費21万円につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第70号及び議案第71号の補足説明を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、議案第70号 令和7年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、水道事業会計補正予算の1ページをお開き願います。

第2条の収益的支出の総額につきましては、変更ございません。

第3条、資本的支出につきましては、予算の総額から168万円を減額し、7億2,282万9,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。実施計画書にて説明させていただきます。

収益的支出でございますが、1款2項1目支払利息501万7,000円の増額につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

4項1目予備費501万7,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

続きまして、資本的支出でございますが、1款2項1目企業債償還金168万円の減額につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

以上、水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第71号 令和7年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、下水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、収益的支出の総額につきましては変更ございません。

第3条、資本的支出につきましては、予算の総額から55万7,000円を減額し、5億1,680万1,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。実施計画書にて説明させていただきます。

収益的支出でございますが、1款2項1目支払利息131万6,000円の増額につきましては、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴うものでございます。

4項1目予備費131万6,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

続きまして、資本的支出でございますが、1款2項1目建設企業債元金償還金55万7,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利息見直しに伴うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第69号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

一般会計の報告がなされたわけでありまして、高速道路が開通をして日がたっているわけでありまして。もとまるパークも正式にオープンをしたわけでありまして。その中において、ネーミング等々を募集するというようなことを聞いた覚えがあるわけでありまして、そのことについての報告がないということはネーミングに対する募集、またネーミング権が売れた、売れたというのかな、そういうようなことがなかったのかお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

副市長。

○副市長（谷口博文君）

すみません、まだ現在のところ、もとまるパークのネーミングライツの募集をしていない状況でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は予算決算委員会に付託することに決定しました。議案第70号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は予算決算委員会に付託することに決定しました。議案第71号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議員派遣について

○議長（今枝和子君）

日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員派遣をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

12月8日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時12分 散会